



(6) 補助事業で取得した物件等は、補助事業のみに使用しなければなりません。そのため、物件等を他の設備等と明確に区別（見える位置にシール等で表示）し、補助事業以外の目的に使用しないようにしてください。補助事業と無関係の用途に使用された場合、補助金の返納や罰則の対象となります。

補助事業で取得した建物・機械装置・外注で取得した加工品等にはシール等で「事業再構築」の表示を行ってください。

HPやシステム等は画面上に「事業再構築」の表示を確認できる仕様にし、チラシ等配布物には「事業再構築補助金により作成」等の印字を行ってください。

■ 表示のイメージ ■

看校用 5(1) ~ (7)

<建物>

事業再構築 建- (番号)

※事業再構築補助金事業以外での使用禁止

<機械・看板>

事業再構築 機- (番号)

※事業再構築補助金事業以外での使用禁止

<外注で取得した加工品>

事業再構築 外- (番号)

※事業再構築補助金事業以外での使用禁止

例えば機械を3台導入する場合は機-1、機-2、機-3のように、費目別支出明細書（「様式第6の別紙3」）に記載する管理番号を記してください。

<HP・システム等>

HP画面等 および 動画

事業再構築

<チラシ等配布物>

チラシ等

事業再構築
補助金により作成